

関東ブロック発注者協議会の概要



国土交通省 関東地方整備局 企画部

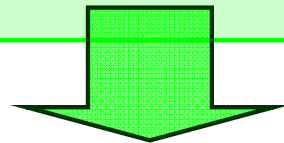
公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する 関係省庁連絡会議申合せ

■ 申合せ事項

1. 総合評価方式の徹底
2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止
3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止
4. 特殊法人等の調達
5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化
6. 情報の共有のための体制整備



「関東ブロック発注者協議会」の設立

関東ブロック発注者協議会の設立について

1. 目的

国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

2. 組織

参加機関は、66機関(7省庁17機関、22都県市※、27特殊法人)※都県政令市14、都県の市町村の代表9 設立時

	協議会〔活動方針等オーソライズの場合〕	幹事会〔実質の情報共有の場合〕
構成	会 長：関東地方整備局長 副会長：関東農政局整備部長 茨城県土木部長 委 員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級 政令市は、局長級 各都県の市町村の代表は、局・部長級 事務局：関東地方整備局企画部	幹事長：関東地方整備局企画部長 副幹事長：関東農政局整備部設計課長 茨城県土木部検査指導課長 幹 事：各機関担当部局の課長級 都県は建設・農政事業分野の代表2名以内 (幹事会においては分科会を必要に応じて設置)

3. 協議会の事務

○ 協議会の事務は、第2条の目的を達成するために、品確法の「基本方針」や「公共工事の品質確保の促進に関する当面の対策」、「運用指針」に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や、その他必要な事項について連絡調整を行う。

○ 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会又は分科会において行う。

○ 連絡調整事項

- 1, 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 2, 発注者間の支援
- 3, 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項